

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します！



～違反対象物公表制度～

運用開始
平成29年4月



違反対象物公表制度とは？

建物を利用する方がその建物の危険性に関する情報を入手できるよう、重大な消防法令違反がある建物の名称、所在地、違反の内容を駿東伊豆消防本部のホームページで公表する制度です。

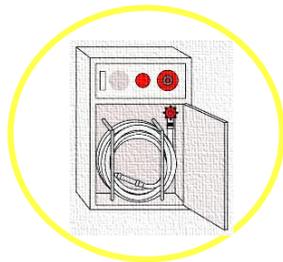
公表の対象となる建物は？

- ・不特定多数の方が利用する建物
映画館、カラオケボックス、飲食店、物品販売店、旅館、ホテル等
- ・避難が困難な方が利用する建物
診療所、病院、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等



公表の対象となる違反は？

消防法で設置義務がある設備のうち、次の設備が設置されていない違反です。



・屋内消火栓設備



・スプリンクラー設備



・自動火災報知設備

お問合せ先 最寄りの消防署にお問い合わせください。

駿東伊豆消防本部

予防課	055-920-9101	沼津北消防署	055-923-0119	沼津南消防署	055-934-0119
清水町消防署	055-973-0119	田方北消防署	055-978-0119	田方中消防署	0558-76-0119
田方南消防署	0558-74-0119	伊東消防署	0557-38-0119	東伊豆消防署	0557-95-0119



駿東伊豆消防本部